

平成24年（ワ）第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

## 準備書面16の1

2013(平成25)年9月6日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優

弁護士 河西 龍太郎

弁護士 東島 浩幸

弁護士 椛島 敏雅

弁護士 長戸 和光

外

## 第1 本書面の目的

原告らは、原告ら準備書面3において、原発の被害論の総論として、原発が被害をもたらす構造的要因である加害の構造について概説し、原告ら準備書面6において、原発がもたらす被害の全体像について概説してきた。

本書面は、原告ら準備書面6において概説した被害のうち、特に重要なものについて、更に詳細な主張を行うものである。

## 第2 準備書面16の構成

準備書面16は準備書面16の1乃至準備書面16の9の各書面によって構成されるが、各書面の概要は、次のとおりである。

準備書面16の1 本書面。準備書面16全体の構成と概要について述べる。

準備書面16の2の1 放射線被ばくが人体にもたらす影響について述べるとともに、過去の原発事故により明らかになった放射線がもたらす健康被害について述べる。

準備書面16の2の2 放射線被ばくの人体影響をめぐる基準について述べる。

準備書面16の3 原発における被ばく労働によってもたらされる被害は事故前から生じており、事故後さらに深刻になっていることについて述べる。

準備書面16の4の1 通常運転時の原発がもたらす自然環境の破壊に

ついて述べる。

準備書面16の4の2 原発事故がもたらす自然環境の破壊について述べる。

準備書面16の5 原発は燃料をつくる段階から、稼働時、廃炉時にいたるまで膨大な量の放射性廃棄物を排出し続けること、その膨大な量の放射性廃棄物が、処分の方法も確立されないままに蓄積され続けていることを述べる。

準備書面16の6 原発がもたらす社会的被害として、原発が莫大な原発マネーとともに立地地域に持ち込まれることによる立地自治体・地域の変貌と原発依存、民主主義の破壊について述べる。

準備書面16の7 避難指示、除染に伴う帰還許可、損害賠償等についての被告国の対応を通じて、福島第一原発事故による被害を矮小化していることについて述べる。

準備書面16の8 原発がもたらす社会的被害として、福島第一原発事故によってもたらされた地域破壊、コミュニティや人間関係の喪失等について述べる。

準備書面16の9 原発事故がもたらす経済的被害として、福島第一原発事故によってもたらされた産業・経済的被害、事故処理費用の国庫負担や電気代値上げ等による国民的被害

害について述べる。

### 第3 まとめ

準備書面16の各書面によって明らかであることは、まず第一に、原発がもたらす被害は、チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故に代表される過酷事故によって顕在化したものであるが、過酷事故が発生する以前から被害は存在していたということである。

過酷事故によって顕在化した被害は、それまでにも存在し、隠され、埋もれていた被害が増幅して拡大し、極限に達して顕在化したものに過ぎず、被害の構造や、被害を生み出し拡大させる加害の構造は、過酷事故が生ずる以前から何ら変わりはない。

原発は、福島第一原発事故が発生する遥か以前から、原発立地の自然環境を破壊し、地域住民の生命・健康を脅かし、原発労働者の生命・健康を破壊し、管理不能な核廃棄物を量産し、原発立地の地域社会を破壊し、そして我が国の民主主義を歪めてきた。

被告国と地域独占の電力会社は、国策民営事業として原子力発電を押し進めるため、原発の危険性と原発がもたらす害悪をことごとく隠ぺいし、圧倒的な資本と社会的影響力によって財政難に苦しむ原発立地を支配し、原発立地に広がる自然環境を搾取し、地域住民や原発労働者の生命・健康を搾取し、ただひたすらに企業利益を追求してきた。

福島第一原発事故は、それ以前から被害を受け続けてきた原発立地の自然環境や地域住民、原発労働者、立地自治体に更に過酷な被害をもたらしただけでなく、我が国全体に被害を拡大させることとなったが、被告国や電力会社は、このような未曾有の被害を目の当たりにした今日にあっても、なおも原子力発電がもたらす企業利益の追求を諦めておらず、拡大を続ける被害を隠蔽して事故の収束を宣言し、事故原因すら解明しないままに新

たな『安全基準』を策定，原発再稼働へと突き進んでいる。

福島第一原発事故によって原発の真の危険性が白日のもとに曝された今，新たな原発立地を受け容れる自治体は国内には存在しまい。

被告国や原発利権に群がる原子カムラの視線の先には，原発の真の危険性を知らない国外への原発輸出しか映っておらず，彼らにとって，福島第一原発事故すらも，これを経験したことによって我が国の原発はより一層安全になったなどというセールスの具と化している。

すでに諸外国では，我が国からの原発輸入を巡って社会的混乱と住民の分断が巻き起こされており，かつて我が国で繰り返された地域破壊が国境を跨いで再現されようとしている。

原発がもたらす被害は，今なお現在進行形で拡大と増幅を続けている。

原告らは，今後も，原発がもたらす被害の実相を，本件訴訟の審理を通じて明らかにしていく予定である。

以上